

仕様書

1. 委託業務名

「7つのものがたり」周遊イベント実施支援業務

2. 概要

本市の文化財・歴史文化を次世代に継承するため、市内の文化財及び関連施設を周遊するイベントを実施する。「長岡京市文化財保存活用地域計画」で重点事業に位置付けられている歴史資料展示室の完成（令和8年度予定）に向け、市内一円を大きな博物館に見立てる「まちなか博物館ネットワーク」構想を具現化する手段の1つとして、市民及び市外からの来訪者に対し、同計画でまとめた歴史文化の特徴「7つのものがたり」の魅力を発信していく。

3. 委託場所

長岡京市文化財保存活用課、市内文化財及びその関連施設 ほか
（長岡京市天神4丁目1-1図書館3階 ほか）

4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

5. 業務の詳細

（1）概要

歴史文化の特徴「7つのものがたり」をもとに、本市の歴史文化の魅力を発見し、体感できるような市内周遊イベントを企画・実施する。イベント実施にあたっては、音声ガイドをはじめとしたデジタルコンテンツを周遊の手段として取り入れるほか、それらと連動させた謎解きの要素を取り入れることで、これまで歴史文化に興味を持って来なかった層を取り入れ、周遊により広く歴史文化の魅力を感じ、学べる機会をつくる。また、市内に点在する文化財やその関連施設を周遊により結び、令和8年度に完成予定の歴史資料展示室を発信拠点とした「まちなか博物館ネットワーク」を構築していく。

（2）業務内容

①市内周遊イベントの企画、運営

- ・コンセプトやテーマは提案によるものとするが、「長岡京市文化財保存活用地域計画」に定められた歴史文化の特徴「7つのものがたり」に関連付けること。
- ・周遊するポイントは、長岡京市内の寺社仏閣等の文化財及びその関連施設を想定しているが、

より効果的なポイント等があれば提案すること。

- ・本仕様書（２）②とも関連を持たせたものとする。
- ・イベント参加者が、周遊しながら「７つのものがたり」への興味や知識を深められるような手法（謎解き・クイズなど）を提案すること。
- ・取り入れるコンテンツの種類や数に指定はないが、いずれかにはデジタルコンテンツを取り入れたものとする。

②音声ガイドの作成、配置

- ・音声ガイドは、スマートフォン、タブレット端末等の情報端末デバイスで利用可能であること。
- ・アプリケーションを利用する場合は、iOS アプリ、Android アプリで利用可能であること。
- ・通信費を除き、音声ガイドの利用に費用がかからないこと。
- ・音声ガイドを配置する場所、数、音声の長さ等は提案によるものとするが、「７つのものがたり」に関連付けること。
- ・音声ガイドの視聴や操作に必要な個所について、日本語は最低限必須とすること。
- ・既存の音声ガイドシステムを活用することは差し支えない。
- ・ナレーターの提案、出演交渉を行うこと。
- ・録音、使用等権利に関する費用は委託料に含めるものとする。
- ・音声ガイドに使用するコンテンツ及びデータの使用に関する権利は、発注者に譲渡するものとする。

③イベント実施に向けたワークショップ等の開催

- ・歴史文化の魅力を次世代につないでいく人材の育成・支援を図るため、市民や歴史文化関連団体等を対象の主体としたワークショップ等を行うこと。（２）①、②に関連付くような企画を想定しているが、全てに関連付ける必要はない。
- ・ワークショップ等の実施形態は提案によるものとするが、参加者が主体的に文化財・歴史文化についての理解を深められるような工夫をすること。
- ・「長岡京市文化財保存活用地域計画」に掲載のある文化財、歴史文化を使用すること。
- ・実施にかかる協力者への謝礼、実費弁償、資料代等はすべて委託料に含めるものとする。なお、謝礼及び実費弁償の支払いについては、「令和７年度地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）募集案内」に掲載されている単価上限とすること。

④広報

- ・長岡京市民、長岡京市への来訪者に向けた効果的な広報手段を提案すること。
- ・（２）①②に関する告知ツール（チラシ等）のデザイン及び印刷
最低限想定するツールは以下の通りだが、別の提案を妨げるものではない。
 - ・チラシ：A４サイズ 両面刷り ５，０００枚程度
 - ・ポスター：A１サイズ １０枚程度

- ・ 掲示、配布等の手続きは、発注者が行う。

⑤その他付随する業務

- ・ 企画、準備
- ・ 情報収集、取材
- ・ 打ち合わせ会議の実施、記録、報告
- ・ 付随する業務に対する協力者への謝礼、実費弁償等については委託料に含めるものとする。
※謝礼及び実費弁償の支払いについては、「令和 7 年度地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）募集案内に掲載されている単価上限とすること。

（３）実施期間

令和 7 年 1 1 月ごろから 3 か月程度を想定しているが、より効果的な実施時期・期間があれば提案すること。

（４）達成特典

周遊イベントへの参加促進のため、参加者に対し、達成特典を渡すものとする。

- ・ 達成特典の種類及び内容は、受託者からの提案とする。
- ・ 対象者、条件等は双方協議のうえで決定する。

（５）その他

その他必要な内容については、双方協議のうえで決定する。

6. 納品物

- （１）周遊イベントにかかる成果物及びそのデータ 一式
- （２）音声ガイドにかかる成果物及びそのデータ 一式
- （３）完了届及び実績報告書
- （４）その他業務の説明に必要と思われる資料 一式

なお、納品物のデータ形式については、双方協議のうえで決定する。

7. 実施要領

- （１）受託者は、本業務着手前に着手届・実施体制表・工程表を提出し、発注者の承認を受けること。
- （２）受託者は、本業務の全部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。
- （３）受託者は進捗管理を行い、常に発注者へ緊密に連絡し、進捗状況を報告するとともに、適宜十分な打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせ記録を作成すること。

（４）受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる情報を本業務の目的外に使用しないこと。これは委託期間終了後も同様とする。

（５）本業務の実施にかかる設置機材等一切については、受託者が用意するものとする。

（６）本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可等の手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担、責任によって関係機関に対し、許可申請にかかる手続きを適切に行うこと。

（７）本業務の遂行に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除いて、全て受託者の責任において処理すること。

（８）本業務完了後、速やかに成果品及び完了届及び実績報告書を提出し、発注者の検査を受けること。検査によって不備が確認された場合は、受託者が直ちに修正すること。

（９）本業務の実施により得られた成果品、及びその元データ等の著作権（27 条、28 条含む）、版權その他一切の権利は、全て発注者に移譲させるものとする。

（１０）本仕様に明示のない事項や詳細、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。

（１１）受託者は、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保障することとする。